

## 本庁舎屋内キッズスペース備品購入業務仕様書

### 1. 業務の名称

本庁舎屋内キッズスペース備品購入

### 2. 業務の目的

本業務は、本市が策定している「薩摩川内スマイルアクション50」の少子化対策・子育て支援の一環として、天候に左右されず、安全・安心に利用できる屋内キッズスペースの設置を行うものである。

本施設の設置により、こどもの健やかな成長の促進及び保護者の育児負担の軽減を図り、地域における子育て支援環境の充実に寄与することを目的とする。

### 3. 発注種別

備品購入

### 4. 業務期間

契約締結の日から令和9年2月15日（月）

### 5. 設置場所

薩摩川内市神田町地内（市役所本庁舎 2階）

※【別紙写真】を参照

### 6. 業務上限額 4,090,000円（税込み）

### 7. 用語の定義

本仕様書における用語の定義は以下のとおりとする。

キッズスペース：こどもの遊び又はこどもの滞在に供することを目的とする空間

### 8. 業務の内容

#### （1）屋内キッズスペースの設計

ア 0から6歳児（未就学児）までが安心して遊べる空間とすること。

イ 対象となる子どもたちが楽しめる構成となるよう設計すること。

ウ 死角を少なくし、保護者が見守りやすい空間とすること。

エ 隣接する業務スペースにおいて、電話対応業務等が行われることを踏まえ、周辺の業務に支障を及ぼさないように配慮したうえで、こどもが過度に興奮することなく、安心して過ごせる落ち着いた利用を促す空間とすることとし、その具体的な提案を行うこと。

（例：落ち着いた利用を促す配置計画、製品選定、素材選定等）

オ 施設に改良等を行う必要がある場合は、事前に施設管理者（管財課）と協議を行

い、「施設管理者等との協議経過書」を提案書に添付すること。

カ キッズスペースの利用にあたり、注意喚起が必要な場合は、子ども及び保護者が理解しやすい表現を用いた注意喚起看板を利用者の目に留まりやすい位置に設置すること。

## (2) 製作・納品・設置業務

ア 設置する遊具等については、法令及び安全基準に準拠したものとすること。

特に、遊具については下記の条件を満たす製品とする。

- ・SP表示認定企業で製造された製品であること。
- ・(一社)日本公園施設業協会が策定した「遊具の安全に関する基準(JPFA-SP-S:2024)に適合した製品であること。
- ・(一社)日本公園施設業協会・団体賠償責任保険に加入した製品であること。

イ 遊具・玩具については、不用意に口に入れても人体に影響のない素材や、誤嚥窒息を予防する大きさとすること。

ウ 床面については、子どもが遊び場を利用する際、想定できるすべての範囲にクッション性のある素材等で覆うなど、安全性を確保すること。また素材については、容易に清掃(水拭き等)が行えるものとすること。

エ メンテナンス性や耐久性に優れ、交換や補修が容易な素材の遊具・玩具を設置すること。

オ 納品する物品については、納品場所にて配置、組立、設置を行い、使用可能な状態とし、物品の梱包材は持ち帰ること。

## 9. 留意事項

(1) 企画提案したことは実施しなければならない。

ただし、変更等が必要な場合において、相互で協議したものについては、この限りではない。

(2) 本業務内容には、目的を達成するために必要な作業を総合的に含むものとし、発注者が必要と認めた場合を除き、業務内容の軽微な変更に対する増額変更はしないものとする。

(3) 作業中の事故、その他の損害については受注者の責任において処理するものとする。

(4) 選定された見積書及び企画提案書の提案内容は全て反映されるとは限らない。

(5) 提案された見積書及び企画提案書の提案内容から大幅に企画内容が変更された場合、契約額を減額変更するものとする。

(6) 本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、指示を受け取るものとする。

(7) 貸与された関係書類は外部に漏らさないこと。また、業務完了後は、速やかに返還すること。

(8) 本業務に係る物品の金額については、設計、製作、搬入、組立、設置等、キッズ

スペースが使用可能となる一切の費用を含むものとする。

- (9) キッズスペースの設置にあたっては、施設管理者と事前に設置日程等を調整すること。